

令和5年度

**1級 舗装施工管理技術者資格試験**

# 受験の手引き

受付期間：令和5年2月10日（金）  
～2月24日（金）

試験日：令和5年6月25日（日）

## 目次

1. 舗装施工管理技術者資格試験の概要	2
2. 1級舗装施工管理技術者の資格取得まで	2
3. 1級舗装施工管理技術者資格試験の受験資格	3
4. 試験の日時および試験内容	5
5. 試験地	6
6. 受験手数料	6
7. 受験申込時に必要な書類	7
8. 受験申込の受付	8
9. 受験票の送付	8
10. 受験地の変更	9
11. 住所等の変更	9
12. 受験の辞退	9
13. 受験にあたっての注意	9
14. 合格発表	10
15. 登録申請	10
※ 参考（出題範囲等）	11
※ 各種届出書類	12

指定学科・専修学校等について……………別冊

一般社団法人 日本道路建設業協会

この手引きは、申込書類の作成から**合格発表まで**の間必要となりますので、**大切に保管して下さい。**

一般社団法人 日本道路建設業協会(以下「協会」という。)は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン(平成16年12月2日国土交通省告示第1500号)の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

### 1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術及び道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政及び道路技術に関する情報の収集整理及び提供のため
- (5) 舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役職員等の人事管理、連絡及び施設、機器の管理のため

### 2. 個人情報の公開

協会では、個人情報は業務上必要がある場合にのみ利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を提供する場合があります。

### 3. 個人情報の提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報(資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)及び舗装診断士資格者証の情報(登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等)は、公共工事の発注者(国、地方自治体、特殊法人等公的機関)において、建設業者の資格審査や業務実施体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

### 4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱いに関する委託先の適正な管理・監督を行います。

### 5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

---

#### 個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL : 03-3537-3056

E-mail : jrca@dohkenkyo.or.jp

(E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。)

## 1. 舗装施工管理技術者資格試験の概要

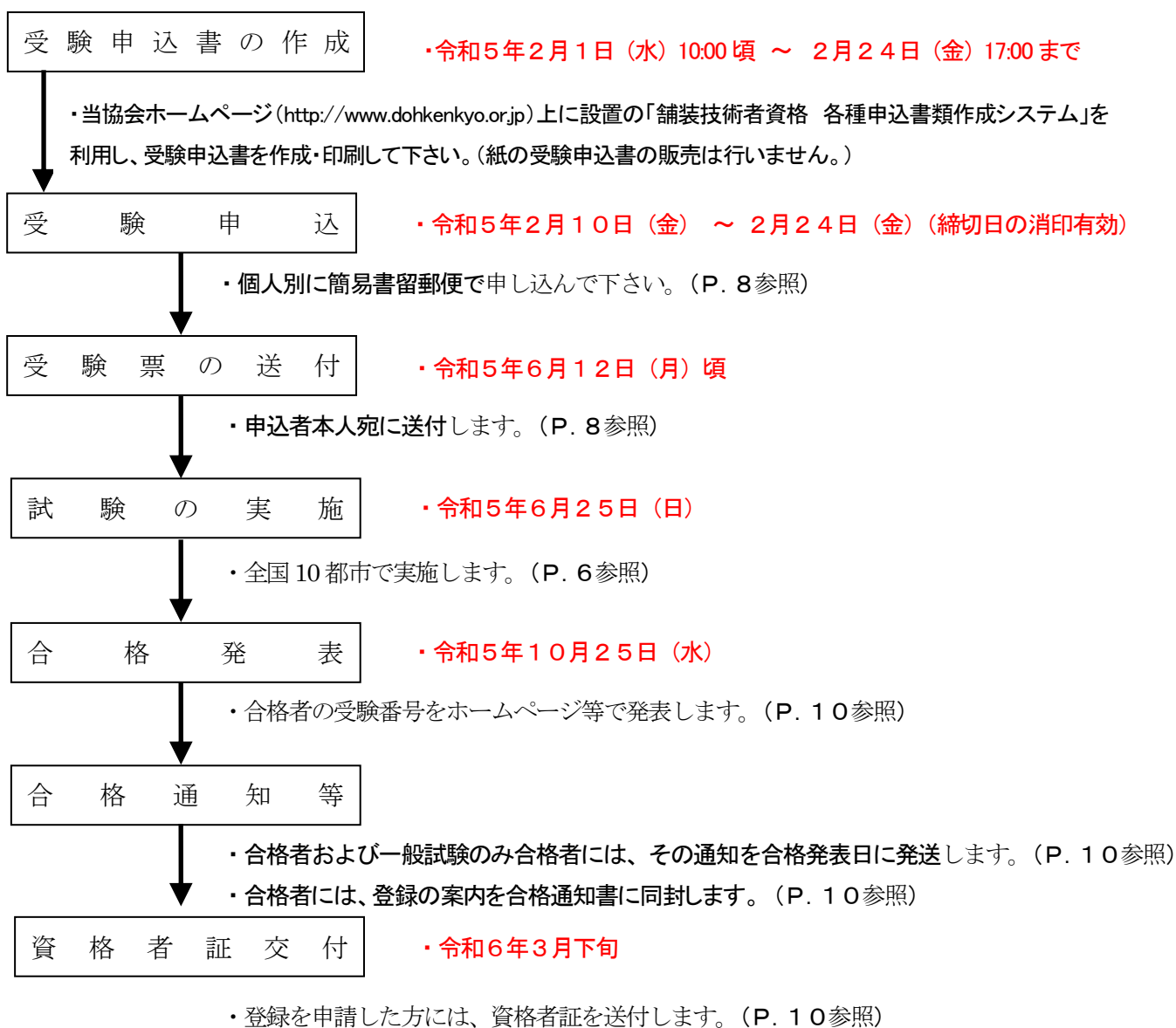
舗装施工管理技術者資格試験は、舗装工事に携わる技術者の水準および能力を適切に評価することによって、より品質の高い安定した舗装工事の施工を図ることを目的として、(一社)日本道路建設業協会が実施するものです。

1級舗装施工管理技術者資格試験に合格し、登録申請を行うことにより、(一社)日本道路建設業協会会長から資格者証が交付され、1級舗装施工管理技術者と称することができます。

当試験は、不正行為に対する罰則を設けています。不正の手段によって試験を受け、または受けようとした者は、合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止します。この処分を受けた者は、その後2年間は資格試験の受験を禁止するとともに、既に舗装施工管理技術者の資格を登録している場合は、その登録を抹消します。

## 2. 1級舗装施工管理技術者の資格取得まで

1級舗装施工管理技術者の受験申込から資格取得までを令和5年度の予定に沿って以下に示します。



### 3. 1級舗装施工管理技術者資格試験の受験資格

#### (1) 受験資格の区分

次表に示す区分①、②、③、④、⑤のいずれかに該当する方が受験できます。区分に応じて提出する書類が異なりますので注意して下さい。(P. 7 受験申込時に必要な書類を参照)

区分	学歴 <sup>注3)</sup> または取得資格等	舗装施工管理に関する実務経験の必要年数 <sup>注1)</sup>		
		指定学科 <sup>注2)</sup>	指定学科以外	
①	大学卒業 専門学校卒業のうち「高度専門士」と称する者	卒業後3年以上の実務経験を有する者	卒業後4年6ヵ月以上の実務経験を有する者	
	短期大学卒業 高等専門学校(5年制)卒業 専門学校卒業のうち「専門士」と称する者	卒業後5年以上の実務経験を有する者	卒業後6年6ヵ月以上の実務経験を有する者	
	高等学校卒業	卒業後8年以上の実務経験を有する者	卒業後11年6ヵ月以上の実務経験を有する者	
	上記以外の者	15年以上の実務経験を有する者		
②	技術士(建設部門)二次試験合格者 1級土木施工管理技術検定合格者 1級建設機械施工管理技術検定合格者	1年以上の指導監督の実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること (指導監督の実務経験は、資格取得以前のものも含まれます)		
③	2級舗装施工管理技術者試験 2級土木施工管理技術検定 2級建設機械施工管理技術検定の合格者 <sup>注5)</sup>	大学卒業 専門学校卒業のうち「高度専門士」と称する者	区分①で受験	卒業後3年6ヵ月以上の実務経験を有する者
		短期大学・高等専門学校(5年制)卒業 専門学校卒業のうち「専門士」と称する者	区分①で受験	卒業後6年以上の実務経験を有する者
		高等学校卒業	卒業後7年以上の実務経験を有する者	卒業後8年6ヵ月以上の実務経験を有する者
		その他の者	12年以上の実務経験を有する者	
			上記年数のうち1年以上の指導監督の実務経験 <sup>注4)</sup> 年数が含まれていること	

受験資格の区分④、⑤は、次ページに記載してあります。

区分	学歴 <sup>注3)</sup> または取得資格等		舗装施工管理に関する実務経験の必要年数 <sup>注1)</sup>	
			指定学科 <sup>注2)</sup>	指定学科以外
④	専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者 <sup>注6)</sup>	2級舗装施工管理技術者試験 2級土木施工管理技術検定 2級建設機械施工管理技術検定の合格者 <sup>注5)</sup>	大学卒業者 <small>専門学校卒業者のうち「高度専門士」と称する者</small>	区分①で受験 卒業後 <b>3年以上</b> の実務経験を有する者
			短期大学・高等専門学校(5年制)卒業者 <small>専門学校卒業者のうち「専門士」と称する者</small>	区分①で受験 卒業後 <b>5年以上</b> の実験経験を有する者
			高等学校卒業者	区分③で受験 卒業後 <b>8年以上</b> の実務経験を有する者
			その他の者	<b>11年6ヵ月以上</b> の実務経験を有する者
	上記以外の者	高等学校卒業者	区分①で受験 卒業後 <b>11年以上</b> の実務経験を有する者	
		その他の者	<b>13年以上</b> の実務経験を有する者	
⑤ <sup>注7)</sup>	令和4年度1級舗装施工管理技術者資格試験の一般試験に合格し、令和5年度の受験申込時に一般試験免除申請を行い、応用試験のみで受験する者			

注1) 舗装施工管理に関する実務経験については、P. 5を参照して下さい。

受験区分①・③では、実務経験(上段)と指導監督の実務経験(下段)の両方が必要年数を満たしていないと受験できません。

高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)合格者は、高等学校指定学科以外卒業とみなされます。合格証明書が必要です(コピー不可)。

注2) 指定学科については、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照して下さい。

注3) 専修学校については、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照して下さい。

高度専門士および専門士については、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照して下さい。

注4) 指導監督の実務経験については、P. 5を参照して下さい。

注5) 土木施工管理技士補および建設機械施工管理技士補は対象外となります。

注6) 専任の主任技術者実務経験については、P. 5を参照して下さい。

注7) 応用試験のみを受験するためには、一般試験免除申請を行い、区分⑤で受験申込をする必要があります。

一般試験合格者であっても、一般試験免除申請を行わず、区分⑤以外で受験申込をした方は、一般試験から受験しなくてはなりません。(応用試験のみの受験はできません)

## (2) 学歴・実務経験年数の条件が重複する場合について

大学または高等学校等(夜間部)の卒業生で、在学中の実務を経験年数に加えたい場合は、その一つ前の高等学校または中学校を最終学歴として下さい。

夜間部卒業を最終学歴とする場合は、その在学中の実務は経験年数として認められません。

### (3) 舗装施工管理に関する実務経験について

舗装施工管理に関する実務経験	日本国内での舗装工事の施工にあたって、施工計画に基づき、工事現場において工程管理、品質管理、出来形管理、安全管理等の施工管理業務を行った経験をいい、現場での施工監督業務等の経験がその代表的なものです。 なお、試験単体および単純な業務のみの経験は、施工管理に関する実務経験として認められません。
実務経験年数	舗装工事の施工管理業務に従事した期間の通算年数であり、申込書類等には〇年〇ヵ月と入力して下さい。複数工事で期間が重複している場合には、一つの経験しか認められません。 通算年数は、令和5年3月31日現在で算定して下さい。
舗装施工を経験したおもな工事の種別	舗装工事、道路工事、橋梁工事、トンネル工事、港湾工事、空港工事、上下水道工事、造成工事、農業土木工事、森林土木工事、公園工事、河川工事、海岸工事、ダム工事、共同溝工事、電線共同溝工事、ガス工事、駐車場工事、競技場工事等
おもな舗装工事の内容	舗装新設、舗装維持、舗装補修、舗装修繕、舗装改築、舗装復旧等
工事に従事した立場	上記舗装工事に係る施工監督、工事主任、現場代理人、主任技術者、統括管理・監理技術者、監督員、工事係、工事試験係、品質管理等

### (4) 舗装施工管理に関する実務経験として認められない業務（従事した立場）について

- 1) 生コンクリート、アスファルト混合物等の製造
- 2) コンクリート二次製品の製造
- 3) 現場事務、営業等の業務
- 4) 研究所・学校・訓練所等における研究、教育および指導等の業務
- 5) オペレーター、作業員、運転手等の経験

### (5) 指導監督的実務経験について

指導監督的実務経験とは、舗装工事において**施工監督、工事主任、現場代理人、主任技術者**などの立場で部下等を指示、指導または監督し、工事の施工管理を的確に実施した経験をいいます。単に現場施工を行ったなどの立場では、指導監督的実務経験となりません。

### (6) 専任の主任技術者実務経験について（区分④で受験する方のみ）

- 1) 専任の主任技術者  
専任の主任技術者実務経験として、公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額が2,500万円以上の工事現場において、1年以上の専任の主任技術者としての経験が必要です。なお、平成28年6月1日より上記請負金額は3,500万円に引き上げられています。  
また、複数の工事を経験した場合は、合計の年数が1年(365日)以上必要です。
- 2) 専任の主任技術者実務経験は、舗装施工管理に関するものに限りません。
- 3) 入力した工事のそれぞれの工事請負契約書のコピーおよび主任技術者届（これに関する書類を含む）またはコリンズ(JACIC)の登録内容確認書(竣工登録)で事業所名・発注者名・工事名・請負金額・工事期間・主任技術者名の記載のあるもののコピーを添付して下さい。
- 4) 「専任」の原則的考え方  
勤務場所 現場に常駐  
配置期間 工事の契約上定められた期間  
身分 請負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

## 4. 試験の日時および試験内容

### (1) 試験の日時

	一般・応用受験の方		応用のみ受験の方	
試験日	令和5年6月25日(日)			
入室時刻	9時00分		13時00分	
一般試験	受験の説明	9時15分～9時30分	—	—
	試験時間	9時30分～12時30分	—	—
応用試験	受験の説明	13時20分～13時30分	受験の説明	13時20分～13時30分
	試験時間	13時30分～16時30分	試験時間	13時30分～16時30分

遅刻者の受験は、原則認めません。

## (2) 試験内容

次の試験科目について、一般試験（択一式）および応用試験（記述式）を行います。

試験区分	試験科目	試験内容
一般試験 (択一式)	法 規	舗装工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を問う
	舗装全般	1. 舗装工事の施工に必要な土木技術および設計図書等に関する一般的な知識を問う 2. 舗装の設計、材料、施工および補修等に関する一般的な知識を問う 3. 舗装工事の施工計画の作成方法および工程管理、品質管理、出来形管理、安全管理等に関する一般的な知識を問う
応用試験 (記述式)	舗装全般	1. 舗装の設計、材料、施工および補修等に関する専門的な知識を有し、これを技術的に記述できる能力を問う 2. 舗装の施工現場において経験したことを基に、技術的な課題、実施した対策、結果を技術的に記述できる能力を問う

参考：おもな出題範囲はP. 11のとおりです。

## 5. 試験地

試験地は次表のとおりです。受験を希望する試験地を選んで下さい。

番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
試験地	札幌	仙台	東京	新潟	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	那覇

## 6. 受験手数料

### 1級舗装施工管理技術者資格試験の受験手数料

受験の種類	受験資格の区分	受験手数料
一般・応用受験	受験資格の区分①、②、③、④の方	15,000円（消費税込）
応用のみ受験	受験資格の区分⑤の方（一般試験免除申請者）	7,500円（消費税込）

1) 「舗装施工管理技術者 各種申込書類作成システム」を用いて受験申込書を作成し出力して下さい。出力した記入例を参考に、郵便局備え付けの「払込取扱票」を使用し、個人別に払い込み、郵便局の証明印が押された「振替払込請求書兼受領証のコピー」を「振替払込受付証明書」貼付欄に、剥がれないようにのり付けして下さい。

2) 受験手数料は、試験の欠席者についてその理由の如何を問わず返却しません。

3) 以下の方については受験手数料から必要経費(一般・応用試験：3,000円、応用のみ試験：1,500円)を差し引いた額を返却します。

① 受験資格のない方、または書類不備等により受験できない方

この方には、その旨を当協会より通知します。

② 5月17日(水)(必着)までに文書による受験辞退の届出をした方

辞退届には、1・2級の別、受験希望地、氏名、生年月日、住所、電話番号、辞退理由を明記して下さい。(P. 13)

辞退届には、必ず辞退者本人が署名、押印し、振替払込請求書兼受領証(コピー可)を貼付して提出して下さい。

受験手数料の振込のみを行い受験申込を行わなかった方も、辞退届が提出されれば、受験手数料から必要経費(1,000円)を差し引いた額を返却します。

辞退届の到着が5月17日(水)を過ぎた場合、受験手数料は返却しません。

返金の時期は、受験資格のない方、書類不備等で受験できない方には7月末頃、辞退届を提出された方には8月末頃となります。

③ 受験手数料の返却は、銀行振込となりますので、試験終了後に送付する通知に記載の〆切日(必着)で返送して下さい。

7. 受験申込時に必要な書類 区分②、③、④の方の学歴または取得資格等は、区分①の※1～4を参照して下さい。

区分	学歴または取得資格等		申込に必要な提出書類	
			受験資格に応じて提出する書類(a)	全員が提出する書類(b)
①	大学卒業 者 専門学校卒業者のうち 「高度専門士」と称する者 ※1		<b>卒業証明書（コピーは不可）が必要。</b> ・指定学科に準じると認める学科で（注2）の表示があるものは、 <b>履修証明書等が必要。</b> ・大学院修了の方は、大学の卒業証明書が必要。（大学院の修了証明書は不可） ・日本国外の大学を卒業した方は、課程証明書のコピー（和訳でカリキュラムの内容を説明したもの）の添付が必要。 ・大学扱いの高専卒業の方は、高専の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要。 ・「高度専門士」または「専門士」の称号が卒業証明書に記載されていない場合は、卒業証明書の他にその称号が確認できる書類(称号取得証明書等)も必要。 ・専修学校卒業の方で短大卒業扱いにならない方は、1つ前の学歴の卒業証明書が必要。	i) 受験申込書 ii) 実務経験証明書 (区分⑤は不要) iii) 振替払込請求書兼受領書の コピー(所定欄に貼付する) iv) 本籍地記載の住民票 (コピーは不可) 1通 ・発行後 6 ヶ月以内のもの。 ・市区町村長の証明がないものは不可。 v) 証明用写真 1枚 ・たて 4.5cm×よこ 3.5cmのもの。 ・脱帽、正面、肩から上のもの。 ・頭頂からあごまで 35±3mm。 ・申込み前 6 ヶ月以内に撮影したもの。 ・不鮮明なもの、スナップ写真、小さいもの、パソコン等で普通紙にプリントしたもの等は不可。 ・写真の裏面に氏名、級、受験希望地を必ず記入して下さい。
	短期大学または 高等専門学校 卒業 者			
	専門学校卒業者のうち 「専門士」と称する者 ※2			
	高等学校卒業 者 ※3			
	上記以外の者 ※4		卒業証明書は不要。	
②	技術士(建設部門)合格者 1級土木合格者 1級機械合格者		左の取得資格のうち、1つの <b>合格証明書等のコピーが必要。</b> (令和4年度合格者は合格通知書のコピーでも可)	
③	2級舗装 2級土木 2級機械 の合格者	大学 高度専門士 ※1	左の取得資格のうち、1つの <b>合格証明書等のコピーが必要。</b> (令和4年度合格者は合格通知書のコピーでも可) <b>卒業証明書（コピーは不可）が必要。</b> ・指定学科に準じると認める学科で（注2）の表示があるものは、 <b>履修証明書等が必要。</b> ・大学院修了の方は、大学の卒業証明書が必要。（大学院の修了証明書は不可） ・日本国外の大学を卒業した方は、課程証明書のコピー（和訳でカリキュラムの内容を説明したもの）の添付が必要。 ・大学扱いの高専卒業の方は、高専の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要。 ・「高度専門士」または「専門士」の称号が卒業証明書に記載されていない場合は、卒業証明書の他にその称号が確認できる書類(称号取得証明書等)も必要。 ・専修学校卒業の方で短大卒業扱いにならない方は、1つ前の学歴の卒業証明書が必要。	※戸籍抄本（コピーは不可） 1通 ※婚姻等のため、住民票と卒業証明書等の氏名が異なる場合は必要。
		短大 高専 専門士 ※2		
		高校 ※3		
		その他 ※4		
	左の取得資格のうち、1つの <b>合格証明書等のコピーが必要。</b> (令和4年度合格者は合格通知書のコピーでも可)			
④	専任の主任技術者の実務経験が1年以上の者	大学 高度専門士 ※1	左の取得資格のうち、1つの <b>合格証明書等のコピーが必要。</b> (令和4年度合格者は合格通知書のコピーでも可) <b>卒業証明書（コピーは不可）が必要。</b> ・指定学科に準じると認める学科で（注2）の表示があるものは、 <b>履修証明書等が必要。</b> ・大学院修了の方は、大学の卒業証明書が必要。（大学院の修了証明書は不可） ・日本国外の大学を卒業した方は、課程証明書のコピー（和訳でカリキュラムの内容を説明したもの）の添付が必要。 ・大学扱いの高専卒業の方は、高専の卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要。 ・「高度専門士」または「専門士」の称号が卒業証明書に記載されていない場合は、卒業証明書の他にその称号が確認できる書類も必要。(称号取得証明書等) ・専修学校卒業の方で短大卒業扱いにならない方は、1つ前の学歴の卒業証明書が必要。	受験資格区分④の全員が提出する書類 上記 i)～v) 以外に、次の書類が必要 vi) 専任の主任技術者実務経験証明書 1枚 vii) 工事請負契約書のコピー 必要数 ・下請けの場合は、発注書または請書でも可。 viii) 主任技術者として従事したことを証明する書類のコピー(主任技術者届等) 必要数 (P. 5 参照)
		短大 高専 専門士 ※2		
		高校 ※3		
		その他 ※4		
	左の取得資格のうち、1つの <b>合格証明書等のコピーが必要。</b> (令和4年度合格者は合格通知書のコピーでも可) 卒業証明書は不要。			
	上記以外の者	高校 ※3	<b>卒業証明書（コピーは不可）が必要。</b> ・指定学科に準じると認める学科で（注2）の表示があるものは、 <b>履修証明書等が必要。</b>	
その他 ※4		卒業証明書は不要。		



⑤	令和4年度 一般試験合格者	令和5年度1級舗装施工管理技術者資格試験 一般試験免除申請書  令和4年10月26日に当協会から送付したもの（コピーは不可）を、実務 経験証明書の裏面にある指定の貼付欄にのりづけ。	区分⑤の方も、前項i)～vi)の 書類が必要（ただし、実務経験証 明書の記入・押印は不要）
---	------------------	--	---

なお、受験資格の区分①、②、③、④で受験する方で、平成23年度～令和4年度の1級舗装施工管理技術者資格試験の受験票（2級は不可）をお持ちの方は、その受験票（コピーは不可）を添付することにより、受験資格に応じて提出する書類（表中の(a)）に代えることができます。ただし、i)～vi)の全員が提出する書類（表中の(b)）には代えられませんので、ご注意ください。

受験票を紛失した方は、受験者本人より受験番号を事務局に電話でお問合せ下さい。

※指定学科等については、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照して下さい。

## 8. 受験申込の受付

### (1) 受付期間

**令和5年2月10日（金）～2月24日（金）**

個人別に簡易書留郵便による申込とし、**締切日2月24日（金）の消印のあるものまで有効**とします。

ただし、郵便局の日付印のないもの（料金別納・料金後納）については、締切日までに到着したものに限り受け付けます。**期限厳守**ですので早めに申し込んで下さい。

### (2) 提出先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階

(一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 事務局

### (3) 受験申込上の注意

- 1) 書類に不備があると受験できません。
- 2) 書類提出後の追加記入や誤記入の訂正はできません。
- 3) 申込書類は封筒に受験者1人分だけ入れて下さい。（1つの封筒に複数人分の封筒をまとめて入れるのは不可）
- 4) 持参による申込みはできません。
- 5) 提出された書類は返却しません。
- 6) 車イス利用等の事情のある方は、5月17日（水）（必着）までに、その旨を当協会事務局まで申し出て下さい。

## 9. 受験票の送付

- 1) 受験票は令和5年6月12日（月）頃、送付します。受験票には、受験番号、試験場等が記載してあります。**6月16日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、必ず当協会事務局にお問合せ下さい。連絡がない方は、理由の如何にかかわらず欠席扱いとなります。**

- 2) 受験資格のない方および書類不備等により受験できない方には、その旨を通知します。

※ 受験票送付先を変更する方は、P.12の『書類送付先・氏名・本籍地等変更（訂正）届』に必要な事項を記入のうえ**5月24日（水）（必着）**までに提出して下さい。

※ 氏名および所属（勤務先）の漢字が外字・俗字等の場合、パソコン対応漢字（JIS第1水準、第2水準まで）にて記載することがありますので、ご了承下さい。

## 10. 受験地の変更

1) 受験地の変更は、転勤、転居等やむを得ない場合を除いて認めません。これらの理由によって受験地を変更する場合は、下記により手続きを行って下さい。

① **5月17日(水)(必着)まで**に受験地を変更する場合は、P. 12の『書類送付先・氏名・本籍地・受験地等変更(訂正)届』(以下、変更届という)に必要な事項を記入のうえ提出して下さい。当協会から変更した受験地が記載された受験票を送付します。

② **5月18日(木)以降**に受験地を変更する場合は、下記の資料の送付も必要となります。

当協会から受験地変更許可書等を送付します。指定された試験場の受付に**受験地変更許可書と変更前の受験票の両方**を持参のうえ受験して下さい。

○P. 12の変更届

○変更理由の証明となるもの(住民票、辞令のコピー等)

○返信用封筒(定形サイズの封筒に簡易書留郵便の404円切手を貼付して宛先を明記したもの、ただし、速達の場合は260円分追加)

2) **書類の到着が6月19日(月)(必着)を過ぎた場合、受験地の変更はできません。**

※**書類は、必ず簡易書留郵便で送付して下さい。**

## 11. 住所等の変更

申込書類の提出後に書類の送付先となる住所・氏名等に変更があった場合には、P. 12の変更届に必要な事項を記入のうえ**5月24日(水)(必着)まで**に簡易書留郵便で提出して下さい。なお、期限内に変更届を提出しないと、受験票が届かないことになります。

受験後に書類の送付先となる住所・氏名等に変更があった場合には、P. 12の変更届に必要な事項記入のうえ**10月4日(水)(必着)まで**に簡易書留郵便で提出して下さい。

※上記にかかわらず、住所変更された方は、郵便局で転居・転送手続きをされることをお勧めします。

## 12. 受験の辞退

受験の辞退はP. 13の受験辞退届(兼 返金願)に必要な事項を記入、押印のうえ、振替払込請求書兼受領証(コピーは不可)を貼付して**5月17日(水)(必着)まで**に簡易書留郵便で提出して下さい。辞退届の到着が5月17日(水)を過ぎた場合、受験手数料の返金はしません。

※**受験手数料の返金については、P. 6の6.受験手数料を参照して下さい。**

## 13. 受験にあたっての注意

### (1) 受験に必要なもの

1) 受験票：必ず持参して下さい。受験票がないと試験室に入れません。

2) 筆記用具：鉛筆またはシャープペンシル(HBまたはB)、消しゴム。

※**計算機、スマートウォッチ等のウェアラブル端末は使用できません。**

### (2) 試験場における注意

1) **指定された試験場以外での受験はできません。**

2) 試験当日は、9時15分～9時30分および13時20分～13時30分の間に受験に関する説明がありますので、**それぞれの時間までに指定の試験室に入室して下さい。**また、**応用試験のみを受験する方は、13時20分～13時30分の間に受験に関する説明がありますので13時20分までに指定の試験室に入室して下さい。**遅刻は、原則認めません。

3) 指定の席に着き、受験票は机の上に置いて下さい。

4) 一般試験、応用試験ともに試験開始後1時間以内は退室できません。退室した場合は、一般試験、応用試験とも失格となります。

5) 試験終了前の10分間は退室できません。

- 6) 一般試験の試験問題用紙および応用試験の試験問題用紙の余白を計算等に使用することは差し支えありませんが、受験票および座席票には如何なる記入も一切禁止します。
- 7) 試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。ただし、一般試験の問題用紙は、一般試験終了時刻まで在席した方のうち希望者に限り持ち帰ることができます。
- 8) 試験室では、監督者等の指示に従って下さい。不正行為があった場合および監督者等の指示に従わない場合は、退場を命じます。この場合、一般試験、応用試験とも失格となります。
- 9) 不正行為とみなされた場合は、その後2年間は資格試験の受験を禁止するとともに、既に舗装施工管理技術者の資格を登録している場合は、その登録を抹消します。
- 10) 喫煙は、指定場所以外では厳禁です。また、試験中、試験室内での飲食は厳禁です。  
水分補給のため700ml以下の蓋付きペットボトル1本に限り、試験中自己の責任において、机上に置いて飲むことを認めます。ただし、瓶、缶、水筒、ペットボトルカバー等は認めません。
- 11) 試験場によっては、弁当、飲物等を入手できない場合があります。
- 12) 試験中、試験室内では、携帯電話等の電子機器は必ず電源を切って下さい。時計代わりの使用も禁止します。また、スマートウォッチ等のウェアラブル端末の使用も禁止します。

## 14. 合格発表

### (1) 合格発表 令和5年10月25日(水)

### (2) 合格者および一般試験のみ合格者の受験番号の掲示

合格者および一般試験のみ合格者の受験番号を令和5年10月25日(水)10時頃から当協会のホームページ(<http://www.dohkenkyo.or.jp>)に掲載します。

### (3) 合格発表(通知を合格発表日に発送)

合格者には当協会から本人宛(住民票住所)に合格通知書を送付します。

また、不合格者のうち一般試験のみ合格者には、本人宛(住民票住所)にその旨の通知および一般試験免除申請書を送付します。本件対象者は、令和6年度に限り一般試験の免除申請を行うことにより応用試験のみで受験することができます。

応用試験のみを受験する方も、令和6年度の受験申込書類は今までと同様に、当協会ホームページ上に設置する「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」で受験申込書類を作成・印刷し、受験の申込みを行って下さい(紙の受験申込書の販売は行いません)。

令和6年度に一般試験の免除申請をしない場合、および令和7年度以降に受験する場合は、一般試験、応用試験両方の受験が必要になります。(令和5年度の一般試験の結果は無効となります。)

### (4) 合否の問合せ先

電話による合否の問合せは、令和5年10月30日(月)から11月10日(金)まで、下記の当協会事務局に限り受け付けます。受験者本人が受験番号で問い合わせして下さい。

なお、試験問題および採点等に関する質問・問合せについては回答致しません。

(一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会 事務局 TEL 03-6280-5038

(受付時間 9:00~17:30、土、日、祝日を除く)

## 15. 登録申請

1級舗装施工管理技術者資格試験の合格者が資格者証の交付を受けるためには、(一社)日本道路建設業協会会長宛に登録申請(登録手数料6,000円)をする必要があります。登録の案内を合格通知書と一緒に送付します。

登録申請を令和5年12月8日(金)までに行った方には、令和6年3月下旬に、令和6年3月末までに行った方には、同年5月下旬に、いずれも令和6年4月1日登録の資格者証を送付します。

なお、登録の有効期間は5年間であり、5年ごとに更新(更新手数料6,000円)する必要があります。

## 参 考

おもな出題範囲は次のとおりです。

種 別	細 別	
	項 目	例
土木工学	土工	・切土、盛土 等
	コンクリート構造物	・側溝、擁壁 等
	安全施設	・道路標識、道路標示 ・防護柵 ・道路照明 等
	建設機械	・土工用機械 等
	造園	・道路緑化 等
	共通	・契約約款 ・契約図書 ・測量、調査 ・試験 等
舗装工学	設計	・路床の支持力評価 ・アスファルト舗装 ・セメント・コンクリート舗装 ・各種の舗装 等
	材料	・骨材 ・アスファルト、セメント ・路盤材 ・加熱アスファルト混合物 ・舗装用セメント・コンクリート ・その他(新材料、再生材) ・試験 等
	施工	・路床、路盤 ・舗装用材料の製造・運搬 ・アスファルト混合物の舗設 ・セメント・コンクリートの舗設 ・各種の舗装 ・舗装用機械 等
	補修	・在来舗装の評価 ・補修の設計 ・補修工法 等
施工管理	施工計画	・施工計画 ・建設副産物の活用 等
	施工管理	・工程管理 ・品質管理 ・原価管理 ・出来形管理 ・安全管理 ・検査 ・試験 等
舗装工事関連法規	労働関係	・労働基準法 ・労働安全衛生法 等
	建設業関係	・建設業法 等
	道路交通関係	・道路法 ・道路交通法 等
	環境保全対策関係	・環境基本法 ・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 等
	建設副産物関係	・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等

令和5年度 1級舗装施工管理技術者資格試験  
書類送付先・氏名・本籍地・受験地等 変更(訂正)届

令和 5年 月 日

一般社団法人 日本道路建設業協会  
会 長 殿

受験申込事項に変更がありましたので、下記により変更を申請いたします。

申込時の受験地

申込時の氏名

フリガナ	(氏)	(名)
氏 名		

生年月日

昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	---

整理番号



※必ず押印して下さい。

変更内容 (該当項目のみ記入して下さい)

[受験票送付先変更期限] 5月24日(水)必着

[受験地変更期限] 6月19日(月)必着

[合格通知送付先変更期限] 10月4日(水)必着

①受験票の送付先変更

新送付先 (該当番号を○で囲んで下さい)

1. 住民票住所	2. 勤務先
----------	--------

提出先: 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3F (一社)日本道路建設業協会 舗装技術者資格試験委員会事務局
--

②住所変更 (合格通知は住民票住所宛に送付します。)

フリガナ			
新住所 (住民票住所)			
自宅TEL	( )	携帯TEL	( )
		〒	□□□□-□□□□

③勤務先変更

フリガナ			所属部署	
勤務先名				
フリガナ				
所在地			FAX	( )
TEL	( )			〒 □□□□-□□□□

④氏名変更

戸籍抄本を添付して下さい。

旧氏名			→	新氏名		
フリガナ	(氏)	(名)		フリガナ	(氏)	(名)
氏 名				氏 名		

⑤本籍地変更

戸籍抄本または本籍地記載の住民票を添付して下さい。

旧本籍地	→	新本籍地	※同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。
<input type="text"/>		<input type="text"/>	

⑥受験地変更

5月18日(木)~6月19日(月)は、添付資料が必要となります。(P.9参照)

旧受験地	→	新受験地	理由
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>

令和5年 月 日

一般社団法人 日本道路建設業協会  
舗装技術者資格試験委員会 事務局 行

### 受験辞退届(兼 返金願)

私は、令和5年度「舗装施工管理技術者資格試験」の受験を辞退いたします。

級	受験の種類	どちらかを○で囲んで下さい 一般・応用 応用のみ	受験希望地
申込者氏名	印		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	
辞退の理由			
連絡先	(勤務先宛の場合には、勤務先名称まで記入して下さい) 〒 — —		
(日中確実に書類を受け取れる所を記入して下さい)			
	TEL — —	FAX — —	

※上記連絡先宛に、試験終了後に受験手数料(必要経費差引き額)の振込先記入用紙を送付します。

◎下記のうち、該当する番号(1つ)に○をつけて下さい。

1. 受験申込書類を提出済み
2. 振込のみで、受験申込書類は提出していない
3. その他

振替払込請求書兼受領証  
貼付欄  
(コピー可)

[提出期限] 5月17日(水)必着

- ① 試験場への交通手段は、電車・バス等の公共交通機関を利用して下さい。
- ② 公共交通機関においては、気象状況等により運休区間や臨時運行区間が生じる可能性があります。予め交通情報を確認し、試験当日は十分に余裕を持って試験場に到着して下さい。
- ③ 事前に天災または公共交通機関の遅延・運転停止などにより、受験できない等の状況が見込まれる場合の措置については、当協会のホームページにてご確認下さい。
- ④ **試験場やその周辺には駐車できませんので**、自動車・バイク等での来場は固くお断りします。
- ⑤ 駐車違反等の呼び出しで試験室を離れた場合、再入室をお断りします。

## 令和5年度

# 受験の手引き

発行所 一般社団法人 日本道路建設業協会

舗装技術者資格試験委員会 事務局

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1

東京建設会館 3階

TEL. 03-6280-5038

FAX. 03-6280-5040

<http://www.dohkenkyo.or.jp>